

松ヶ崎松寿会 松友 クラブ会則

第一条 本会は松ヶ崎松寿会 松友 クラブと称する。

第二条 本会は松ヶ崎学区内の 柳井田、草上、の地域を一区分として会を運営する。

第三条 本会会員は松ヶ崎学区内に居住するもので、原則として六十才以上の者とする。

第四条 本会の事務所は会長宅に置く。

第五条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、健全で豊かな生活の充実を図るを以って目的とする。

第六条 本会は前条の目的を達成するために左の行事を行う。

- 一、 修養会、講習会、座談会等
- 二、 慰安演芸会、映画会等
- 三、 見学、旅行等
- 四、 趣味の会（囲碁、将棋、詩吟、舞踊等）
- 五、 其の他適当と認められた行事

第七条 本会に左の役員を置く。

- 会長 一名 副会長 若干名 会計 5名 会計監査 5名
- 幹事 若干名（内庶務担当 二名）

第八条 本会の役員は会員の互選により選出し、任期は二年とする。

但し、再選は妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第九条 会長は本会を代表して会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理となる。

会計は本会の経理を担当する。

会計監査は会計を監査する。

幹事は他の役員と共に会の企画運営に参与して、事務を分担する。

第十条 本会の経費は会費、寄付金、助成金を以って支弁する。

会費は月額金 500 円とする。

会の資金は会長名義を以って預金し会計が保管し、取扱う。

本会は年一回総会を開き、その際会計報告を行うものとする。

第十二条 本会に左の帳簿を備える。

- 一、 会則 二、 会員名簿 三、 役員名簿 四、 会計簿 五、 証憑書類綴
- 六、 備品台帳 七、 寄付台帳 八、 議事録 九、 諸文書綴
- 一〇、 その他必要と認める簿冊

第十三条 会則の改正は総会の決議を要する。

第十四条 本会の会計年度は四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る。

付則 この会則は昭和四十七年九月二十四日より施行する。

昭和六十一年五月二十八日改正